

## 広島県告示第三百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 ○〇九 本頭川 (五)	土 砂 灾 害 警 戒 区 域 土石流	所 在 地 広島県東広島市西条町下三永地内	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
			土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
次の図のとおり	表 区 域 示 の	区域の名称	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
		の発生原 因となる 自然現象 類	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。